

四日市市橋北交流施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第33号

四日市市橋北交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市橋北交流施設条例施行規則（平成28年四日市市規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の納付) 第10条 使用者は、使用の開始までに使用料を納付しなければならない。 <u>ただし、使用の開始までに使用料を納付することができないことについて、やむを得ないと市長が認める場合は、別に納付期限を定めることができる。</u> 2から4まで (略)	(使用料の納付) 第10条 使用者は、使用の開始までに使用料を納付しなければならない。 2から4まで (略)

改正後		
別表（第9条関係） 附属設備使用料		
附属設備品目	単位	使用料 (単位円)
会議用マイク・アンプセット	1回1式	<u>1, 100</u>
演台（講師用）	1回1台	<u>330</u>
演台（司会者用）	1回1台	(略)
プロジェクター（スクリーン付）	1回1式	<u>1, 100</u>
簡易スクリーン	1回1台	(略)
電気受口の使用（1口1kw）	1回	(略)

備考 (略)

改正前

別表 (第9条関係)

附属設備使用料

附属設備品目	単位	使用料 (単位円)
会議用マイク・アンプセット	1回1式	<u>1,080</u>
演台 (講師用)	1回1台	<u>320</u>
演台 (司会者用)	1回1台	(略)
プロジェクター (スクリーン付)	1回1式	<u>1,080</u>
簡易スクリーン	1回1台	(略)
電気受口の使用 (1口1kw)	1回	(略)

備考 (略)

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市橋北交流施設 使用許可申請書

四日市市長

受付番号	
------	--

申請日 年 月 日

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名 _____ 電話 _____

四日市市橋北交流施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的				営利 ・ 非営利			
使用内容				入場予定人数	人		
				駐車予定台数	台		
使用日時 及び 使用施設	使用年月日（曜日）	使用施設名	使用時間区分				
			午前	午後	夜間	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~16:30	17:30 ~21:00	9:00 ~21:00	
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
使用器具名 （有料）							
持込器具名							

※使用料	施設使用料①	附帯設備使用料②	合計 ① + ②
	円	円	円

- 備考 1 ※欄は記入しないでください。
2 使用料は、使用の開始までに納入してください。

上記のとおり使用を許可し、使用料を決定してよろしいか。

年 月 日

伺	課長	係	取扱者

第2号様式（第7条関係）

四日市市橋北交流施設 使用許可書

許可日 年 月 日

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名 _____ 電話 _____

四日市市長

四日市市橋北交流施設の使用を次のとおり許可します。

使用目的				営利 ・ 非営利			
使用内容				入場予定人数	人		
				駐車予定台数	台		
使用日時 及び 使用施設	使用年月日（曜日）	使用施設名	使用時間区分				
			午前	午後	夜間	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~16:30	17:30 ~21:00	9:00 ~21:00	
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
年 月 日（ ）							
使用器具名 (有料)							
持込器具名							

※使用料	施設使用料①	附帯設備使用料②	合計 ① + ②
	円	円	円

- 備考 1 四日市市橋北交流施設条例及び同条例施行規則の規定を順守し、係員の指示に従ってください。
2 使用後は、設備等を現状に復し、係員の指示に従ってください。
3 使用料は、使用の開始までに納入してください。使用料が未納の場合又は使用料の納入が確認できない場合は、施設を使用することができません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市橋北交流施設条例施行規則別表の規定は、平成31年10月1日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民文化部市民生活課)